

高校生年代を監護する方へ、大切なお知らせ

『高校生年代応援給付金』 のご案内

高校生年代を監護する方へ、経済的支援を行うため、
新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれにも該当する方

- ①令和7年10月1日（以下「基準日」とする）時点で高校生年代を現に監護している方
- ②監護している高校生年代を対象とした児童手当を受給している方
- ③基準日時点で美作市に住民票登録のある方
（監護している高校生年代の住民登録は問いません）

2. 支給額

高校生年代 1 人当たり一律 **3 万円（年額）**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

【お問い合わせ先】

■美作市保健福祉部 子ども政策課 子ども政策係

0868-72-6467（受付時間：平日8:30～17:00）

3. 給付金の支給手続き

■ 児童手当受給者の方で、美作市から児童手当の振込がある方

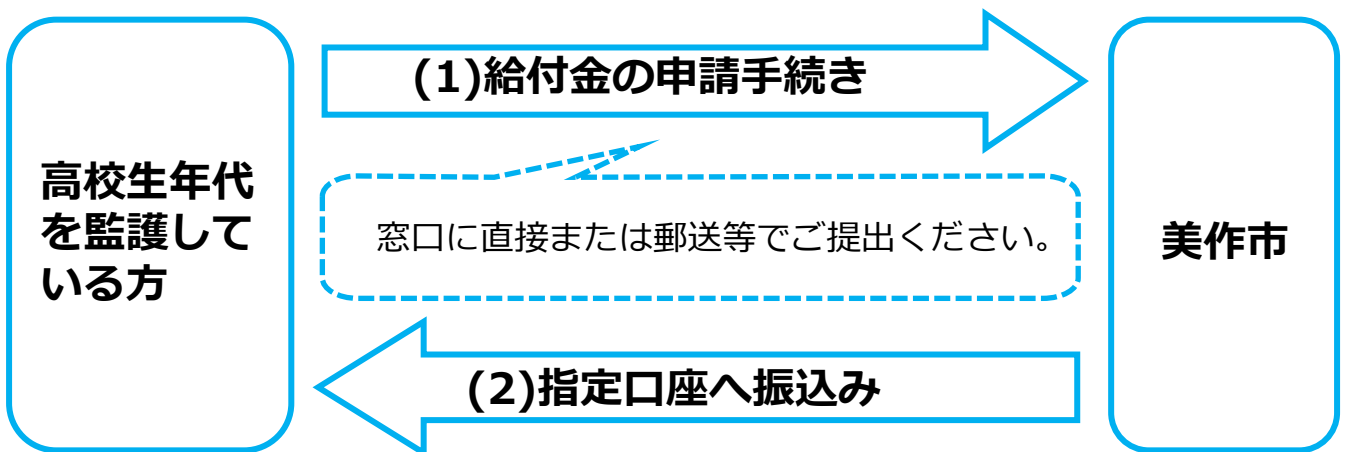
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **12月から順次**、児童手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、通知書が届き次第、子ども政策係までご連絡ください。
- ※ 児童手当の振込を指定していた口座を解約してしまったなど、給付金の振込に支障が出る恐れがある場合には、必ず、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（子ども政策課に振込口座登録等がない場合）

- ▶ 給付金を受け取るには、**口座登録の申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに美作市子ども政策課の**窓口**に**直接**、または**郵送等**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



“10月1日以降の転入”や“高校生年代のみ美作市に住民票がある方”は、支給対象者の要件を満たしている場合でも、今回の支給対象とはなりませんので、ご注意ください。